

# 令和8年度 安全保障技術研究推進制度 公募要領 説明資料

令和8年3月  
防衛装備庁

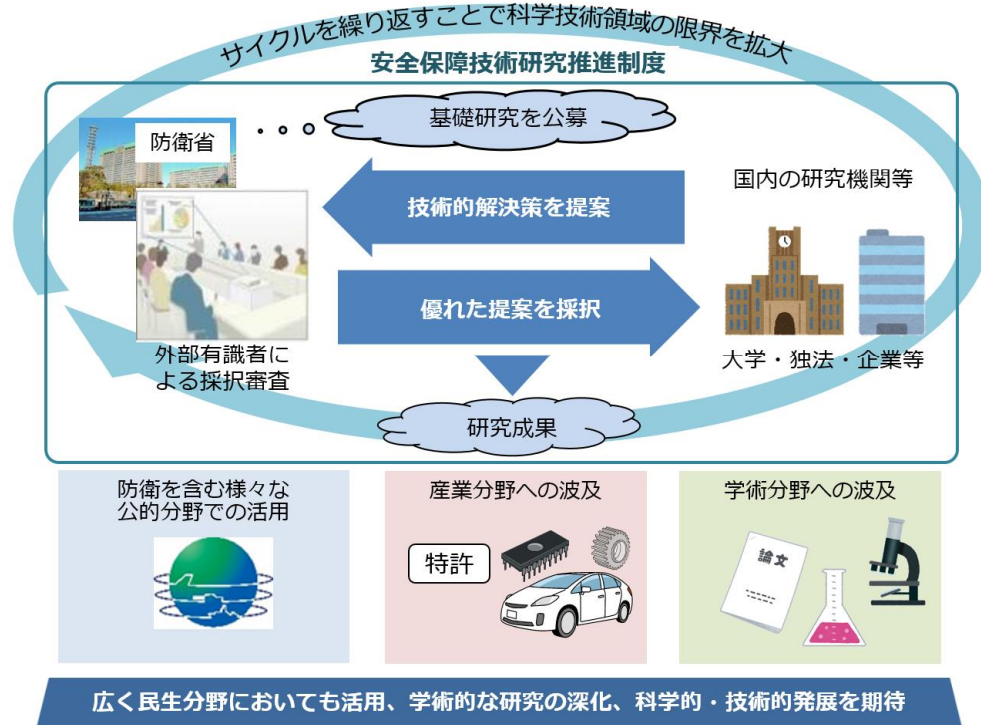
# 目次



本制度の概要	P. 3
公募する研究テーマ一覧	P. 7
令和8年度からの変更点	P. 8
＜公募開始～審査について＞	
本公募の全体スケジュール	P. 11
採択審査について	P. 12
採択決定から研究開始までの手続き	P. 14
＜研究の実施について＞	
研究実施における注意事項	P. 18
＜応募について＞	
応募資格	P. 27
本制度内での重複応募について	p. 30
応募書類	P. 31
府省共通研究開発管理システムによる応募について	P. 32

# 安全保障技術研究推進制度の概要 (1/2)

- ◆ 防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募
- ◆ 対象とする研究テーマを提示した上で研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択する研究課題を決定（防衛省職員が研究内容に介入することはなく、研究の自由を担保）
- ◆ 研究成果については、論文等の公表を制限することはせず、広く民生分野で活用されることも期待



## 【予算額】

2015年度	3億円
2016年度	6億円
2017年度	110億円
2018年度	101億円
2019年度	101億円
2020年度	95億円
2021年度	101億円
2022年度	101億円
2023年度	112億円
2024年度	104億円
2025年度	114億円

2026年度予算案 129億円

## 安全保障技術研究推進制度の概要 (2/2)



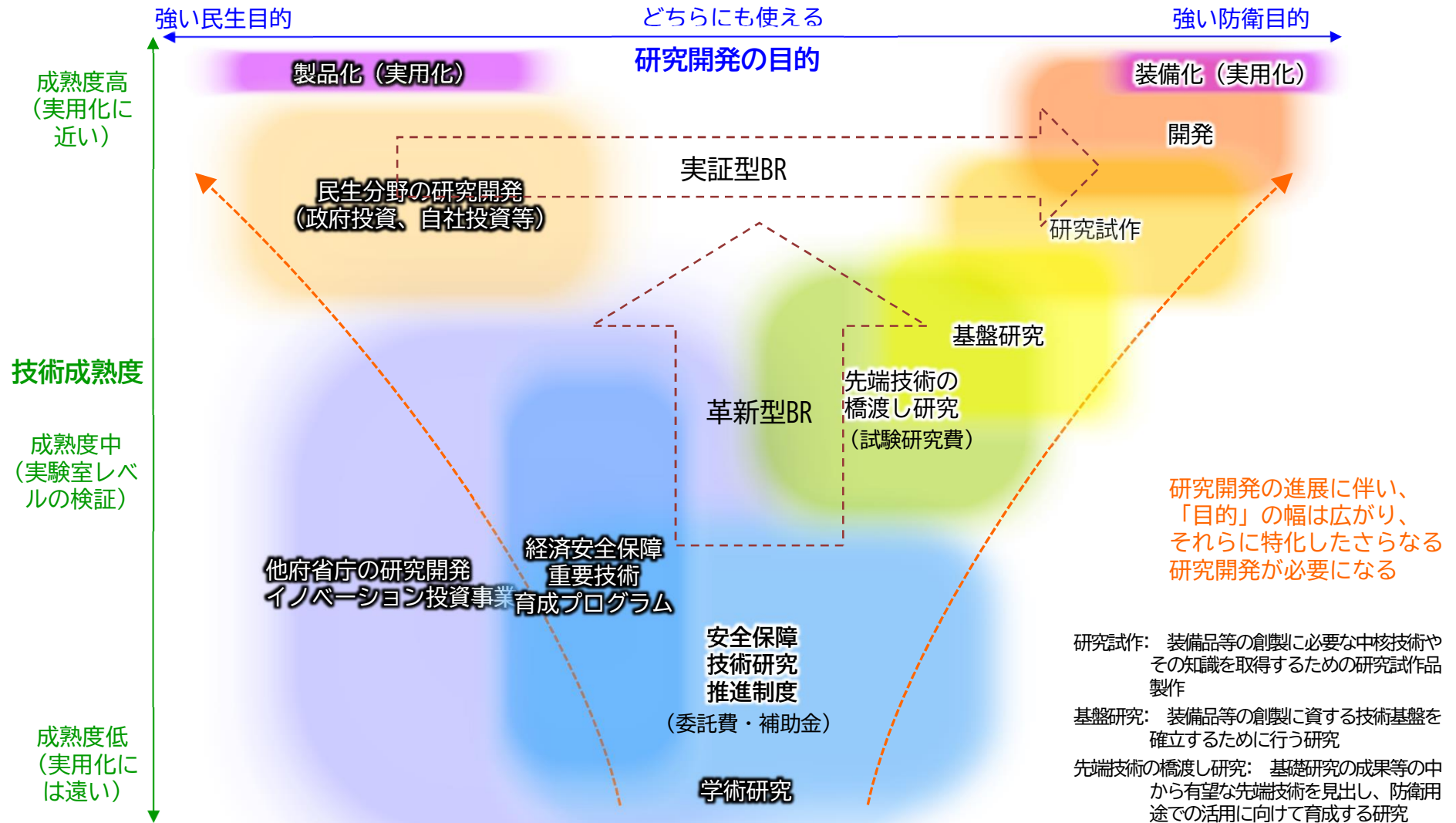
### 【本制度の概要】

- ◆ どのような内容で応募するかは応募者の自由です。
- ◆ 研究委託または補助により実施します。
- ◆ 研究成果は、広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、さらに科学的・技術的に発展していくことを期待します。
- ◆ 防衛装備庁において将来における活用の可能性について検討します。公表に制限はありません。
- ◆ 本制度に採択されたことにより、将来、防衛省又は防衛装備庁が実施する研究開発事業への参加を強制されることはありません。

### 【公募する研究対象】

- ◆ 本制度では、特に、革新性を有するアイデアに基づき、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます。いわゆるハイリスク研究も推奨します。
- ◆ 既存技術や知識の実用化に向けた工夫等、応用研究や開発は対象外です。
- ◆ 新領域の開拓や新たな波及効果等が期待できる、革新的な目的指向の基礎研究を望みます。

# 俯瞰的な防衛技術の研究開発プロセス



# 令和8年度公募の日程及びタイプの概要



防衛装備庁

- ◆ 公募期間 令和8年3月13日（金）～5月20日（水）正午
- ◆ 結果の公表 令和8年10月頃

事業の区分	委託事業（複数年度契約可）			補助事業
区分	大規模研究課題	小規模研究課題		タイプD
タイプ	タイプS	タイプA	タイプC	
研究期間（最大）	最大5か年度	最大3か年度		最大5か年度
最大研究費（1件あたり）*1	20億円 / 5年	5,200万円 / 年	1,300万円 / 年	20億円 / 5年 （委託費のタイプS、A、Cに準じ、どの規模でも応募可能）
各タイプの特徴	提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有用性を実証するところまでを目指した基礎研究が対象。ただし、実用化に向けた実証までを求めているものではない	新規性、独創性又は革新性のある、研究テーマに合致した基礎研究が対象	より一層、独創的なアイデアに基づいた基礎研究が対象（準備状況は不問）	補助金により実施されるほかは、研究の期間・経費の規模に応じ、委託事業のタイプS・A・Cに準じる
新規採択予定数	8件程度	10件程度	若干数	予算の範囲内で採択数を決定*3
	予算の範囲内で採択数を決定*2			
主な対象者	大学等*4、公的研究機関*5、企業等*6			大学等、公的研究機関、企業等 （民間企業を除く）

\*1 1研究課題当たりの直接経費及び間接経費（直接経費の原則30%）の合計

\*2 審査の過程において、委員会の判断により、応募者と実施内容、経費、研究期間等を調整の上、応募時とは異なるタイプの研究課題として採択する可能性があります。

\*3 審査の過程において、委員会の判断により、応募者と実施内容、経費、研究期間等を調整の上、応募時とは異なる研究の規模（研究期間及び研究費）の研究課題として採択する可能性があります。

\*4 「大学等」とは、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関のことをいう。

\*5 「公的研究機関」とは、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び地方独立行政法人のことをいう。

\*6 「企業等」とは、民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。

# 令和8年度に公募する研究テーマ一覧



1	人工知能及びその活用に関する基礎研究	14	CBRNE物質の検知及び除去技術に関する基礎研究
2	人間の能力拡張にもつながる脳情報科学に関する基礎研究	15	外部のシステムに依存しない自立した測位・航法に関する基礎研究
3	人間拡張・x R・レイダシステムに関する基礎研究	16	高周波数・高出力デバイスに関する基礎研究
4	複数無人機の操作や制御に関する基礎研究	17	演算デバイスに関する基礎研究
5	コグニティブセキュリティに関する基礎研究	18	通信・ワイヤレス電力伝送に関する基礎研究
6	セキュリティに関する基礎研究	19	宇宙機等の推進・運動制御に関する基礎研究
7	量子技術に関する基礎研究	20	極超音速技術に関する基礎研究
8	光・電磁波領域における新たな知見に関する基礎研究	21	爆発・高速衝突現象や衝撃波に関する基礎研究
9	高出力レーザに関する基礎研究	22	移動体の性能を大幅に向上させる基礎研究
10	エネルギーの創出・貯蔵技術等に関する基礎研究	23	医療・医工学に関する基礎研究
11	高速・高出力デバイスの冷却技術に関する基礎研究	<p>防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマですが、基礎研究を対象としていることから、民生分野においても大いに発展が期待される研究テーマと認識しています。</p> <p>また、全ての応募の中から、外部有識者からなる委員会に科学的・技術的な観点から審査していただき、優れた研究を採択していただくことから、特定の研究テーマからの採択を約束するものではありません。</p>	
12	材料技術に関する基礎研究		
13	センシング技術に関する基礎研究		

# 令和8年度からの変更点



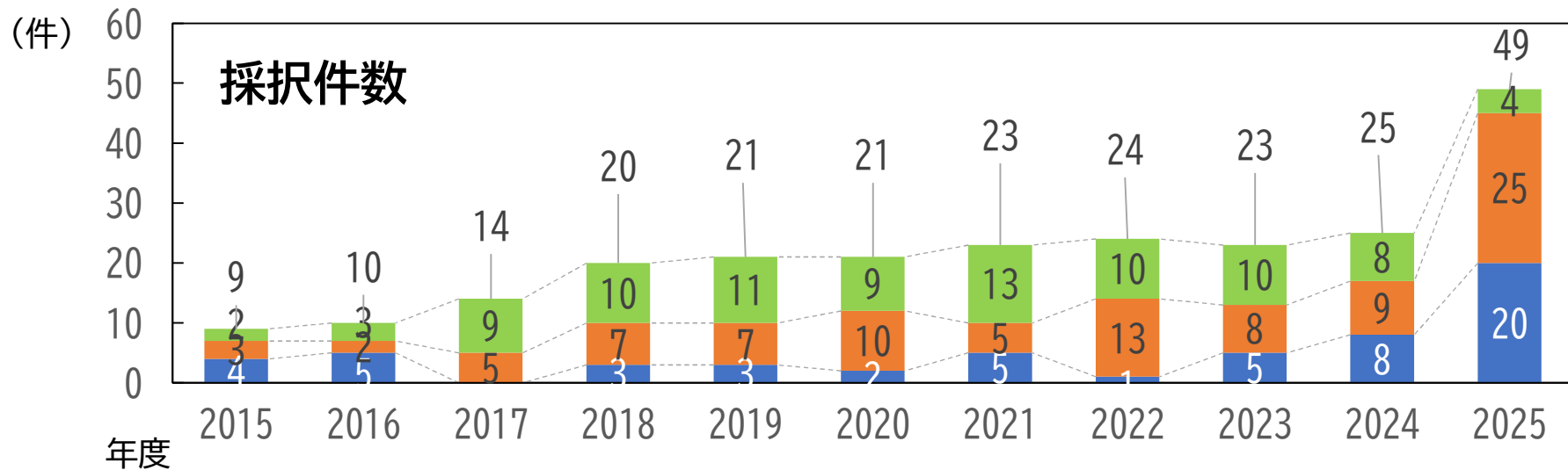
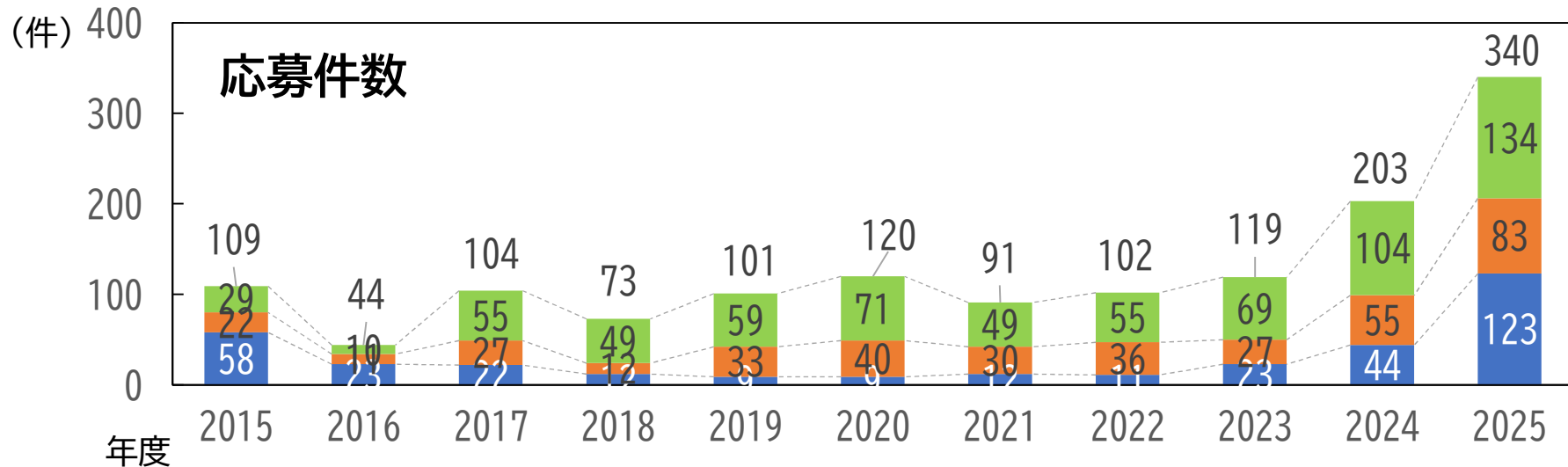
## 【研究テーマの追加】

- ◆ 令和8年度より、「**医療・医工学に関する基礎研究**」を追加しました。本テーマでは、これまで必ずしも対象としておりませんでした外傷医療、救急医療、感染症、再生医療、機能再生、PTSD対策等への寄与が期待される基礎研究を広く募集いたします。
- ◆ 詳しくは公募要領 別紙1「令和8年度公募に係る研究テーマについて（共通）」をご覧ください。

## 【研究セキュリティの確保に関する取り組み】

- ◆ 本制度は、昨年12月に内閣府の「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」がとりまとめた「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の対象プログラム（特定研究開発プログラム）となりました。
- ◆ このため、防衛装備庁は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関に**リスクマネジメントの実施**を求めます。
- ◆ 詳しくは本資料25ページ及び公募要領の「研究セキュリティの確保に関する取り組みについて」をご覧ください。

# 応募・採択状況の推移



■ 大学等 ■ 公的研究機関 ■ 企業等

# 公募開始～審査について

## 本公募の全体スケジュール



**公募期間**  
令和8年3月13日(金) ~ 令和8年5月20日(水) 12:00

**書類審査 (一次審査)**  
6 ~ 7月頃

**面接審査 (二次審査)**  
7 ~ 9月頃

**採択課題決定 (最終審査等) ・公表**  
10月頃

**【委託事業】**  
契約締結・研究開始  
12月頃以降

**【補助事業】**  
交付内定(補助事業開始) 10月頃  
交付決定等 10月頃以降

## 採択審査について (1/2)



採択審査は、大学教授等の外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会が、科学的・技術的見地から実施します。

- ◆ 採択審査は委託事業、補助事業の区別なく、同一のプロセスで実施します。
- ◆ 書類審査、面接審査、最終審査の3ステップになります。
- ◆ 書類審査の結果より面接審査対象を選定します。
- ◆ 面接審査のみ、研究代表者によるプレゼンテーションが必要です。  
(やむを得ない事情がある場合を除き、代理は認められません。)

### <面接審査についての注意>

- 面接審査に出席しなかった場合は、審査対象から除外します。
- 面接審査の候補日は事前にHPに掲載します。
- 書類審査の結果は、面接日のおおよそ1週間前までに全ての応募者に連絡します。
- 研究の背景や意義、内容、アピールポイントなどを、10~20分程度で発表後、評価委員との質疑応答に対応していただく予定です。

# 採択審査について (2/2) 審査の観点



委託事業		補助事業	
タイプS、A	タイプC	タイプD	
<b>研究の発展性、将来性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究テーマとの整合性</li> <li>● 成果の新規性、独創性、革新性</li> <li>● 成果の波及効果</li> </ul>	<p><b>革新性及び成果の波及効果については、特に重視して審査されます。</b></p>	<p><b>審査の観点は、研究の期間、経費の規模に応じて、タイプS、A、Cと同じになります。</b></p>	
<b>研究の有効性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標の具体性、明確性、適切性</li> <li>● 研究計画及び方法</li> <li>● 必要経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究目標</li> <li>● 研究方法</li> <li>● 必要経費</li> </ul> <p><b>防衛装備品への応用可能性は審査の観点に入れておりません。</b></p>		
<b>研究の効率性</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究代表者等の能力</li> <li>● 研究の準備状況</li> <li>● 研究実施体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究代表者等の能力 (独創的なアイデア、研究能力を中心に審査するものとし、研究の準備状況等の記載を求めず⇒若手研究者も応募しやすい)</li> </ul>		
<b>その他</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究費の不合理な重複や過度の集中の有無</li> </ul>			



### 結果の通知

- ◆ 審査終了後、全ての応募者（研究代表者）に、結果を通知します。
- ◆ 委員会における審査の結果、採択条件が付される場合があります。（応募された実施計画等の見直し、研究費の調整等）。
- ◆ 委託事業に関しては応募時のタイプとは異なるタイプ、補助事業に関しては応募時とは異なる研究の規模（研究期間及び研究費）の研究課題としてそれぞれ採択される場合があります。
- ◆ 採択された場合は、課題名、課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名等をホームページ等で公表します。なお、分担研究機関名は非公表とすることも可能です。

### 委託事業の場合

#### 業務計画書の調整・作成

- ◆ 業務計画案を作成、事務局と調整いただきます（応募書類との齟齬がないか、採択に当たって付された条件等が踏まえられているかを確認。実地での面談を含みます。）。
- ◆ 予算の上限額内に収めるため、実施内容の実施時期や経費計画の修正を提案することがありますが、研究内容を不当にゆがめるものではありません。
- ◆ 公的研究資金の管理・監査体制、研究不正行為防止のための体制が整備されていることを確認します（チェックリストの提出）。

#### 委託契約の締結

- ◆ 研究代表者が所属する代表研究機関と委託契約を締結します（研究者個人との間で委託契約を締結することはありません）。
- ◆ 委託事業では、最大5カ年度にわたる複数年度契約を締結することができますが、その際、年度ごとに必要な概算金額を定めることとなります。
- ◆ 契約に基づき各年度に支払われる金額は、契約段階で定めた年割額が上限になります。なお、当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則です。
- ◆ 研究代表者が他研究機関の研究分担者と共同で研究を行う場合、所属機関同士で再委託契約の締結をお願いします。防衛装備庁が分担研究機関と直接委託契約を締結することはありません。

### 補助事業の場合

#### 補助金の交付手続き

- ◆ 採択通知をもって、補助事業（経費の執行）を開始して構いません。
- ◆ 研究代表者は、採択決定後速やかに、補助金の交付申請を実施してください。
- ◆ 応募書類との齟齬がないか、採択に当たって委員会から付された条件等が踏まえられているかを確認の上、補助金の交付決定を行います。
- ◆ 公的研究資金の管理・監査体制、研究不正行為防止のための体制が整備されていることを確認します（チェックリストの提出）。

#### 交付手続きに当たっての留意点

- ◆ 補助金は年度ごとに交付申請、決定を行います。前年度から継続する補助事業は、前年度中に交付申請を行い、交付決定の通知を受けた日から経費の執行を開始できます。
- ◆ 補助事業では研究代表者に対し補助金を交付しますが、補助金の適正な執行の観点から、補助金の管理及び経理の事務は、研究代表者及び研究分担者の所属する研究機関の長又は研究機関の規定により定められた者に委任して実施していただきます。
- ◆ 研究分担者と研究代表者の所属機関が異なる場合は、研究代表者の所属する研究機関から研究分担者の所属する研究機関に間接経費を含む補助金を配分してください。



# 研究の実施について

## 研究実施における注意事項 (1/8) 進捗管理について

- ◆ 進捗管理は、研究課題ごとに指名されるアドバイザーが中心となって行います。アドバイザーは、防衛装備庁所属の研究者が担当します。
- ◆ アドバイザーが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。
- ◆ アドバイザーが指導を行うのは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要がある場合のみとしています。
- ◆ 研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重することとしており、アドバイザーが研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません。
- ◆ 研究は研究者ご自身のお考えで自主的・自律的に行っていただきます。

**アドバイザーが研究内容に介入することはありません。**

## 研究実施における注意事項 (2/8) 評価について

評価は、大学教授等の外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会が、科学的・技術的見地から実施します。

- ◆ 研究期間終了後に終了評価を実施します。
- ◆ 研究期間が3年を超える研究課題の場合、研究の中間年度（5か年度の研究課題の場合は、3年度目の10月頃を目途）に中間評価を行うことを基本とします。
- ◆ その他、必要に応じて中間評価を臨時に行う場合があります。
- ◆ 評価の際は、研究代表者によるプレゼンテーションが必要になります。
- ◆ 中間評価の結果においては、必要に応じて、以後の研究計画の見直し又は中止、研究費の増額・減額、研究実施体制の見直し等の意見が付されることがあります。

## 研究実施における注意事項 (3/8) 研究成果の取扱いについて

本制度では、

- ◆ 研究者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ◆ 特定秘密を始めとする秘密を研究者に提供することはありません。
- ◆ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。

### 【成果の公表】

研究成果の公表に当たっては、以下の2点を確認の上、実施していただきます。なお、社会的に大きな影響を与えることが予想される場合のみに事前に成果公表届を提出してください。

- 当該公表により取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばないこと。
- 謝辞等で本制度による支援があったことの明示。

## 研究実施における注意事項 (4/8) 知的財産の取扱いについて



本制度の実施により取得した特許権等の知的財産権の取扱いは以下の通りになります。

### 【委託事業の場合】

産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条（日本版バイ・ドール制度）を踏まえた一定の条件※を付した上で受託した研究機関に帰属させることが可能です。

※ 事前に諸条件を順守する旨を記載した確認書の提出が必要になります。契約に係る事務手続については、最新の「安全保障技術研究推進制度委託契約事務処理要領」を確認してください。契約締結までに委託契約事務処理要領を改正する予定です。

### 【補助事業の場合】

知的財産権は補助事業者（研究代表者及び研究分担者）に帰属します。ただし、実施権を国及び国の指定する第三者に許諾していただく場合があります。

## 研究実施における注意事項 (5/8) 委託事業において購入した物品等の取扱い



- ◆ 委託事業において購入し取得した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「管理対象物品」という。）の所有権は、研究期間終了後、原則として防衛装備庁に帰属します。
- ◆ 研究期間終了後、管理対象物品は原則として防衛装備庁に返納していただきます。ただし、無償貸付や有償貸付等を認める場合があります。
- ◆ 所有権が防衛装備庁に移った後、相手先を特定する形での「有償譲渡」や「売払い」はできかねます。防衛装備庁が当該物品を処分する際は、一般競争での売払いになります。
- ◆ 管理対象物品の廃棄を要する場合、廃棄費用は受託者が負担します。

【参考】 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令

(昭和33年総理府令第1号)

(無償貸付)

第2条 防衛大臣（中略）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

四 防衛省の委託を受けて試験研究等を行つた学校法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人（以下「学校法人等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該学校法人等に対し、機械器具等を貸し付けるとき

## 研究実施における注意事項 (6/8) 補助事業における取得財産等の取扱い

- ◆ 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」）は、取得後ただちに所属機関に寄付して、所属機関において管理に必要な事項を定めて適切に管理する必要があります。
- ◆ 補助事業の完了まで（補助金適正化法に基づく処分制限があるものは定められた期間を経過するまで）、寄付を受けた研究機関は取得財産等を管理し、補助事業の目的に従って、その効率的運営を図る必要があります。
- ◆ 取得財産等を処分することで相当の収入があったと認められるときは、国庫に納付させることがあります。
- ◆ 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、防衛大臣の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、定められた期間を経過した場合はこの限りではありません。
- ◆ 「競争的研究費における各種事務手続きに係る統一ルール」に基づく手続きを実施することにより、一時的に他の研究開発に使用することもできます。

## 研究実施における注意事項 (7/8) 研究費の不正な使用等について

研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為に対し、防衛装備庁では、

- ◆ 委託契約の解除・変更（委託事業）又は交付決定の取消（補助事業）
- ◆ 研究費の全部又は一部の返還
- ◆ 本制度への応募又は参加の制限、嚴重注意
- ◆ 他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正使用等の概要の提供
- ◆ 当該不正事案等の概要を原則公表

等の措置を取ります。

詳細については、防衛装備庁のホームページで公開している指針をご確認ください。

- 研究機関における競争的研究費の管理・監査の指針（実施基準）
- 競争的研究費に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針  
<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>

からダウンロード可能です。

また、関連法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分停止や返還を求めることがあります。

## 研究実施における注意事項 (8/8) 研究セキュリティの確保に関する取り組みについて

- ◆ 本制度は、「特定研究開発プログラム」として指定されています。そのため、防衛装備庁は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関にリスクマネジメントの実施を求めます。
- ◆ 実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取り組みのための手順書」（令和7年12月研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）※1（以下、「手順書」という。）に基づくこととします。具体的には別紙5「研究セキュリティに関する質問票」※2（以下、「質問票」という。）に記載している事項を実施してください。  
※1 [https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines\\_v1.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf)  
※2 [https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo/r08/r08koubo\\_besshi5.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo/r08/r08koubo_besshi5.pdf)

**面接審査の対象に選ばれた研究課題**の研究代表者が所属する研究機関は、研究課題に参画する各研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、質問票への回答として7月中旬頃までに提出してください。具体的な締切は、面接審査の対象に選ばれた研究課題の研究代表者の方に対し、メール等で連絡します。つきましては、**提出を求められた際に締切までに提出できるように、早めの準備をお願いいたします。**

- ◆ 防衛装備庁は提出された回答を確認します。その結果、必要に応じて研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請する場合があります。
- ◆ 手順書に違反する行為については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本プログラム等への応募制限措置等が講じられる場合があります。



# 応募について

## 応募資格(1/3) 委託事業

### (1) 以下のいずれかの機関に所属している研究者

- ① 大学又は大学共同利用機関
- ② 高等専門学校
- ③ 研究を主な目的とする独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ④ 研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- ⑤ 民間企業

※ 応募に際して、所属機関の承諾が必要です。

### (2) 研究代表者は、加えて以下の条件を満たすこと。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 日本語による面接審査や評価に対応できること。
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に在籍できること。

### (3) 研究機関は、以下の条件を満たすこと。

- ① 日本国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。
- ② 研究代表機関は防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格の基準を満たす者であること（資格を取得していない場合は契約時までには資格の取得が必要になります。）。  
(以下、略)

## 応募資格(2/3) 補助事業

### (1) 以下のいずれかの機関に所属している研究者

- ① 大学又は大学共同利用機関
- ② 高等専門学校
- ③ 研究を主な目的とする独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ④ 研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

※ 応募に際して、所属機関の承諾が必要になります。

### (2) 研究代表者は、加えて以下の条件を満たすこと。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 日本語による面接審査や評価に対応できること。

### (3) 研究実施機関は、以下の条件を満たすこと。

- ① 日本国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。

**委託事業と異なり、民間企業に所属する方は研究代表者及び研究分担者に関係なく応募いただけませんので注意してください。**

## 応募資格(3/3) 研究者になることができない者



- ◆ 応募時又は研究実施時に国家公務員又は地方公務員<sup>※1</sup>の職にある者（非常勤職員を除く）
- ◆ 防衛装備庁において研究に関する職（非常勤職員を除く）に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者。
- ◆ 応募時又は研究実施時に防衛装備庁の非常勤職員である者。
- ◆ 本制度の研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により、本制度への応募資格が制限されている者。
- ◆ 国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度において、研究費の不正使用等又は研究活動における不正行為等により応募資格が制限されている者。
- ◆ 防衛省・防衛装備庁における科学研究関係予算（本制度の研究費を除く）による研究に関連して研究活動における不正行為等が認定され、当該不正行為等があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していない者。

※1：独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に定義される独立行政法人、又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に定義される地方独立行政法人に所属する職員を除く。

## 本制度内での重複応募について

- ◆ 本制度について、同一研究者が研究代表者として複数の応募をすることはできません。
- ◆ 既に令和7年度までの本制度に採択され、令和8年度に継続して実施中の研究代表者は、新たな研究課題の研究代表者として応募することはできません。ただし、令和8年度中に研究期間を終了する場合は可能です。
- ◆ 例外として、本制度の委託事業と補助事業にそれぞれ同一の内容で研究課題を1件ずつ応募することは可能です。
  - 採択審査においては1件の応募として取扱い、委託事業と補助事業の双方で採択されることはありません。
  - 応募に当たっては、委託事業と補助事業の違いを理解し、以下の2点を確認したうえで委託事業と補助事業の双方について、e-Radのそれぞれの事業フォームより同一の応募書類を提出してください。
    1. 採択時に防衛装備庁が委託事業と補助事業のいずれかを指定します。
    2. 研究者全員が補助事業に関して応募資格を有している必要があります。



タイプ毎に記載項目の一部が異なっていますので、作成に当たっては十分注意してください。

応募書類の様式		要否
様式1-1	安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（概要）	○
様式1-2	安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（詳細）	○
様式1-3	追加説明事項	○
様式2-1	研究費の見込額	○
様式2-2	研究費計画書	○
様式3-1	他制度等の応募又は受け入れ状況（研究代表者分）	○
様式3-2	他制度等の応募又は受け入れ状況（各研究分担者分）	△
様式4-1	研究代表者調書	○
様式4-2	研究分担者調書	△
様式5	法人概要	△
様式6	申請の概要	○
様式7	研究者の一覧	○
様式8	連絡先	△
参考様式	研究課題の応募・実施承諾書	○

○：提出必須      △：条件を満たす場合は提出

※ 面接審査の対象に選ばれた研究課題の研究代表者が所属する研究機関は、公募要領別紙5「研究セキュリティに関する質問票」への回答を別途提出してください。詳しくは本資料25ページをご確認ください。

# 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募について



- ◆ 応募書類は、様式1-1～様式5および参考様式についてはPDF形式※で、様式6～8についてはExcel形式で作成した上で、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を用いて応募(アップロード)してください。  
※ 一つのファイルにまとめる(添付論文等は除く)。

- ◆ e-Radによる応募のみ受付けます。

応募締切：

令和8年5月20日(水) 正午(12:00) (厳守)

- ※ 応募書類に不備があった場合、審査対象とならない場合があります。
- ※ e-RadのログインID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。

e-Rad ホームページ：<https://www.e-rad.go.jp>

## お問い合わせ先



防衛装備庁

本資料は、あくまでも公募要領を一部抜粋した説明用資料です。  
応募に当たっては、公募要領、補助金交付要綱及び最新の事務処理要領をご確認ください。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html>

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
<p>公募、採択、評価及び事務 手続等に関するお問い合わせ</p>	<p>防衛装備庁 防衛イノベーション科学技術研究所 E-mail:funding-kobo@cs.atla.mod.go.jp <b>緊急の場合を除き、電子メールでのお問い合わせを お願いします。</b> TEL:03-3268-3111 (代表) 内線 27038、27045 受付時間 10:00~12:00/13:00~17:00 (平日)</p>

e-Radに関するお問い合わせは、e-Radヘルプデスクにお願いします。